



紅毛書

洋学文庫
文庫 8
C 449



紅毛告密



和蘭國王書筒并献上物目錄和解 陸川六藏

鍵箱と上書和解

赤の印封はるはねま和蘭國王より

日本國帝征夷大將軍をに呈する虫笥の箱の鍵を納む

この虫笥の事をなす命を交る者官れ用封一伝

ふべし

曆教千八百四十四年二月十二日天保十四癸卯の年 瓦刺次
法尾の都に於て記す

如蒙國王密議廳主事 名花押 文字流

嶺陽所譯名氏アーゲーアーアウフアパン

建策封印如解

書筒外箱上書如解

日本國帝殿下 如蒙國王

書筒如解

神德は倚頼す、如蒙國王兼阿部月オウゴウ 拂席察国フリス 納駭サス 獨トク
都國の都國の フリスフリス 名書吉瑟護勃兒孤シキセモ 如蒙國如蒙國 のゴローの地名

トベルトフ爵微尔列護第二世謹く江戸の政廳は
海にわたる徳威最も高く威武隆盛なる
大日本國君殿下に書を呈して微衷を表す其くハ
殿下觀覽を賜ひて安寧なるの福を享け給はん事を
祈る

一 抑今を距る年二百四十餘年前に於て卷々の中し海を
列祖権現家康より佐野を賜り慶長五年庚子年如蒙國の
己酉の年七月十日 神祖より御朱印を 賜給て本邦より日十四
賜る己酉より今茲甲辰に至り二百三十六年 我國の貴國に航
て三又易す事を許されしは、その待遇は、
甲必丹七年延期して

朱の政法を錯乱し海口の処を閉ひて歐羅巴人の文
易の地を奪ふも 其地の北方は即ち廣州 其禍乱の系を尋
に今を距る年三十年前 即ち乾隆 改羅巴の大乱治年也 此は西
日て拂郎察因也 あるものあり 國の内乱を攘ひ自之して五
は 是は於て兵を四方に出して諸國を併吞せん 西羅巴の治年
礼の文化 此は西の年法固お謀て 兵乱治年也 を擧げて流竄し 數年の
法民皆永く治化 此は西の年法固お謀て 治化 此は西の年法固お謀て
教を尊ぶ 此は西の年法固お謀て 帝也 此は西の年法固お謀て 法民の爲は多く高貴の道を究きて
民養殖せり 此は西の年法固お謀て 器械を造るの術及び合敵の
所 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 上國 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て
人 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て

延して及て國用乏きに至る中子就て武成世千耀けふ
英吉利の素より國力豊饒にして民心巧智ありとせば
國 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て
時勢 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て
物 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て
吏 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て
支那國 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て
敗壞 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て
の 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て 術を 此は西の年法固お謀て

好むを通ずるは交易の事なり異くは睿智を以て熟計し其の
人半紙

一 此忠告を採用し給ふに欲せし

殿下親筆の返翰を賜ふべし然らば後心の臣を甚く
けり概略が奉る故に詳ある事には使臣に同給ふべし

一 我々遠く隔りたる其國の業福治めを謀るは其心誠
すむらぬ事なり在位二十八年にして四十年前は海

佐也一我々微尔列國第一世王も遠征して其國を

沈めし微尔列國第一世王永元壬辰の年よせられ文化十卷西
の年よせられ其國を興後一用十二己亥の年王位に封せ
られ天保十二年今王位を譲り同十四癸卯の年卒せり矣
西より庚子に至り在位二十八年壽七十二

殿下にあらんれらの事をすし給ひて我々憂勞を同し
給ひし事明かす

一 是書をなするは軍艦を以てすし

殿下の返翰を讀してゆらん其の又我々肖像を呈し
なるは至徳なる信義を顯さんるの事候に候はる

さる品は我々封也に盛んに行はる學術を以て致す不
暇といふは我國の年来恩遇を以て致し致謝せん

が乃は献貢の向來不易の恩恵を希ふのみ

一 世々奉れ高き事候はせし

又君の治せらるる多福を舊文に給ひしを眷祐せし

神徳よりして

殿下も心多福を文大日本国永世疆りる或天幸紙
得て静謐敷陸を事と祝す

即位より四年歴敷千八百四十四年二月十音天保十四年
の三月十七日
尾刺法カガの都京国の宮中にて書す

微尔列頌

天にエトホロニシ
外国の事神司の官名 瑪陀

和蘭國主使節呈文之和解

鍵箱之上和解

付封印す和蘭國王より日本帝に呈す書管の鍵箱
む江に傳ふ於て書箱取扱の命をなぐる高貴の人の
関封をす

歴敷千八百四十四年二月十音天保十四年
の三月十七日
尾刺法カガの都京
に於て記す

和蘭國王の密書 名花押

鍵箱に封入和鮮
王に密送所

書翰外箱上書に和鮮

日本国王帝殿下 に 和蘭国王

和蘭国王五出筒和鮮

和蘭國王微尔列漢第ニ世（イ、デ、カ、ブ、チー、ゴ、ツ、ツ、コ
ト、ニ、シ、グ、デ、ル、ニ、子、ー、ゲ、ル、ラ、ン、デ、ン、の、フ、リ、ス、ハ、ン、オ、ラ、ニ、ー
テ、ス、サ、ウ、ゴ、ロ、ー、ト、ヘ、ル、ト、フ、ハ、ン、リ、ユ、キ、ス、ブ、ル、グ、エ、ニ、ソ

一 ホールツ 以上和蘭国王称号なる
く、未、其、詳、を、セ、也 江戸政廳より母して德

威共は高く威力隆盛なるを

大日本国君殿下は謹く書をなして微衷を志す此書
殿下の子よりして無事安全の幸福を得むことを冀
ふ

一 二百餘年おのち高名を

烈祖権現家康より伝牌を賜り我國の人々周旋
して交易をなす事を許さる事なりしものも我
國の人々周旋し待遇せらるる年浅くす且甲
必丹八年を期して自ら殿下は招湯するを許

さるる層々意實に感ず。一我の信義を以てけ
確平し恩義の答を以て其國封地を以て
静謐ありしを庶民をして安全ありめん欲す
然るに交易の事及び舟車の風波に接答非^レ無^レ也
知^レ及^レひ如^レ兼^レ於^レ此^レ細^レ細^レ諸^レの^レ事^レを^レ支^レ配^ス。既^レ彼
の^レ事^レを^レ告^レげ^ル事^レを^レ以^テ今^ニ至^ルまで^レ敢^テ互^ニも^レを
を通^ズる^事あり^止む^を通^ズる^事緊^要の^事あり^{たり}
今^ニ實^ニ然^ル止^むべ^しは^レ一^ニ事^を起^ルり^を全^ク其^國
交易の^事を^拘る^事あり^し其^國の^政解^ニは^レ關係^ス
あり^しを^以て^未然^の患^を憂^ひて^始て^殿下^ニ出^ル

奏す。而^レも^レ其^レ意^を以^テ忠^告を^固て^未然^の患^を
以^テ告^げる^事を^祈す。

- 一 近年英吉利の兵支那帝に對して嚴く戦争する
- 一 一昨年我國の船隻もも擱りあり呈す。亦の風況
を以て既^ニありありあり威^力ありし支^那帝も亦^も戦
争の利ありし歐羅巴より軍學を乞はるる辟易し終^ニ
和親を約せしより古來の政法錯乱し海港
を以て不^を開^ひて^歐羅^巴の^交易^の地^を奪^はる^事も
- 一 其禍乱の原を尋るる今を距る事十年あり歐羅
巴の大乱治平あり時法民皆永く治平の化を治せん

汝邦の時の時にあつて古賢の教をなすまは法氏
の邦は多く高貴の道は開いて民は豊殖をくまふ
りして器械を造るの術及び合離の術万物を分ち
或は集合して
其の術を究理さるの術をこふ因て特くの奇巧を發明し其力を
費さずして膏物を集ふるを以て是を以て法
國は高貴を愛して反て國財乏しくあつた中
就て威力ある英吉利の國力大盛しして地勢宜
しき遠く民は巧智ありしは國財の乏しくは特
其故平高貴の心路は抑して是を利便を
以んと欲し以てひた外國と争論を爲す

至るは時より高りて本國より力を以てして争論
を以てして止むるよりして國勢繁雜及び國勢
益々窮すはの如き事よりして英吉利の高くと支
那の支くと争論を以て兵乱を起せしを以て支
那はては戦ひを以てして國を數に廣東は
於て戦死し且政府を奪はれ乱始るは其を
す數る万金を出して焚燒せし財貨を償ふ
るに支那は於て阿片交易の多き事より英吉利人の貨を
其國も今亦は如き其害を罹らんとは凡そ其害を
愈々より其もの多き事よりして日本海は異

國船の来る年古くも多かりて是が為その船兵
其國の民容易なる年海賊死するもの多かりしを年端より
して兵亂を記する年心痛の如くは堪はず
殿下の言名の如き災害災禍避る年を記するもの
一 我も亦く安んじ策行しんをまほ

一 殿下の聡明と千八百四十二年大保十三寅 其國の八月
十三日長濱津河の前は於て甲必丹は流すや一令虫は因
り明らるる令虫は其國船を厚遇すし年を載
せし詳也といふありしは亦く其國の事ありし
其令する亦く唯難風は達し或は食物新水は長

其國の海濱は漂着する船の如きをいふ若し厚遇を願
すは又出て或は他にいれりして其國の海濱は其の船の
如きする年をいふすし是亦く船を暴時と並排りて必ず
端を冠すべし凡年端は兵亂を記し兵亂は國の衰廢
を招く二百餘年其我國のく其國に其あるの思慮を
謝せんが為又其國をくしては災害をいふすし我希
ふ所あり古賢の言曰無難ありん欲せば危険は臨む勿ま
す年端ありんと欲せば災厄を被る勿ま

一 儘て古今の時勢を通考するは天下の民を導くは親む其
よりして其親む其をくかはく防くは亦く其親む其

を用いて同向に拘らず
自由で進退する船
をたえせしむるこのも若國お距ること
遠きも然らば周く其あらずかたも各國好むを通ずる
の付く當り獨り國を領して万國にお親まざるべしとの思
むるなり今歷代の法は吾國くと文を結ぶ事を嚴禁せら
せしむ西羅巴海中通く知るふちうラヲウ少洋みらん
曰智者位よ立てよ治平を保護するを是れ至智といふ
あり其國古來よの法を固く遵ちして及て乱を醸さば
其禁を弛むる智者の常徳のこゝま
殿下よ丁寧に忠告す所あり其よく幸福あり曰吾國を
して兵乱の爲よ最度せざらば之の爲よ吾國を嚴

禁するの法は弛めよ是金く謀意よ出る所にして自其の
利を謀るは凡そ平和を唯好むは通するよ其は
平好むは通するは交易あり其は散智を以て熟意せ
らるるなり其は然り

- 一 殿下は緊要なる事よ就て我を而を成し吾人欲せを親
草を賜ふべし然らば又昵近の臣を吾國よきまへに其は
概略を挙る故に詳れる事ら我昵近の臣に問ふべし
- 一 我ら遠く隔りしる吾國の幸福及び治平を謀るは爲よを
心痛く堪はずあらば其は前急ぶる事ありて
四十年前の徳位せしむ位二十八年ある我々微尔列國

第一世五世我方より招き至る

殿下も亦此事を熟慮せし我々の憂勞を因りてあかざる
こと明らかり

一 是れ我々の軍艦を以てす

殿下の答を以てし我々の及のて又我々の像を呈す
らるる切なる信義を顯さんか為のて其別幅を録す
此首の由ら不腆として我々の封内を盡し新なる学術
まゝして渡す事として我々の言を承恩賜を以て此脚
謝しんか為る

一 殿下の言を承るを以て治兵久しき徳を以て

一 如神徳よりして

殿下も亦福徳を以て大日本國より奉天幸御均
て静謐敷睦ありん事状祝す

即位よりして四十年歴敷千八百四十四年正月吉天保十五年
尾刺吟法尾の王様より出御

微尔列護

ミニストルニハシコロニカシク大臣の官名 瑪陀

津山藩

宇田川榕庵

小濱藩

全譯

杉田成郷

横文字和解

鍵箱之上虫横文字和解

以封箱より日本国

殿下^の如^き柔^國王^{より}持^出去^籠箱^に鍵^の首^に以^て封

印^解明^の義^を以^て表^する^に是^の為^に仰^ぐ高^位の^御人^之

極^に為^る如^き也^{なる}

スガウーへこハーゲに於^りて

固^に用^方役

和^算歴^數一^千八^百四^十四^年第^百四^十号 右^前不^詳

森山源虎出

森山栄助

を考へて防備の事、欧羅巴へ是所お掃給へり、新設
込子及び和陸取極めちて授を蒙り、今や、倭を欧
羅巴通商の土地にお置申す

一 欧羅巴へ三千年以前に乱國の付戦争あり、其時
当平如き心を賢者、教を守り、國王を臣下扶助
く為す、商賣を蒙り、數多あり、國民を扶育、波
初之或ち分離し、漸取の必要あり、其時、商賣を於何國
も、無事、波の事、今も、去又却る事、為し、隣國に
争ひ、今も、故、エケレス國、風儀、國民、財宝、若
勞、財、不、厭、唯、新、規、は、商、賣、の、道、行、在、り、半、而、已、心、を、國

民、誠、頼、り、乃、お、勵、み、國、政、取、既、に、エ、ケ、レ、ス、國、の、商、人、唐
國、攻、方、者、と、於、廣、東、争、戦、起、り、終、に、大、戦、及、び、數、千
の、唐、人、傷、多、く、場、不、廢、矣、波、の、教、方、に、什、物、を、去、り、欲、發
有、松、の、

一 右子准トハ、又ハ、沙、國、に、七、之、出、所、都、の、害、と、云、思、を、小
年、より、考、へ、り、その、事、乃、は、近、年、沙、國、邊、海、漂、泊、し、其、國
船、先、年、より、毎、年、來、り、由、自、然、日、々、自、其、國、之、共、不、計
年、より、生、身、哉、小、り、く、大、変、子、乃、及、び、我、も、新、計、甚、心、痛、じ、
以、河、穿、ち、物、を、我、等、に、松、希、希、其、の、廠、留、り、今、其、松、の、
天、の、辯、事、の、を、此、等、と、如、事、歷、數、二、千、百、四、十、二、年、
天保十
二年

ウイレルム
ミストルバン。ホレニーン職ニアド

日本園殿下の如蒙国王の奉獻品物目録

一 如蒙国王姿画

五枚

個身の又白字周の金像の附け如蒙国王高名画工

ハンデルヒルスの一之策の中の画工

一 水晶大燭臺

二本

個五方の火焼の松檜の画工

一 圓大花生

五枚

個造の花生の画工

一 六挺込短筒

五枚

個五枚箱入

一 カラベインの筒 壹挺

一 個短筒一挺の巻き箱入

一 新刊地圖 壹

一 個歐羅巴洲地圖の圖集有る

一 同大 壹

一 但如東國の東印度の圖の巻き箱

一 之より又故道中記 大壹冊

一 和蘭國の東印度風土記 大三冊

一 東印度系本の地圖 大二冊

一 凡哇系本の地圖 大三冊

一 日本系本の地圖 中壹冊

一 同數類の地圖 中四冊

一 星學の抽の地理書 中二冊

一 地理書 中一冊

一 星學の書 中二冊

一 天文書 小六冊

一 テガラーフの星學書 小壹冊

一 ハンカリスの星學書 小壹冊

一 從世界之風土記 小壹冊

一 萬物之説話 小壹冊

- 一 サテールニズ星之輪之説録 小吉冊
- 一 ユニケ之彗星説録 小吉冊
- 一 星学紀古古書 小吉冊
- 一 ハルレイ之彗星説録 小吉冊
- 一 天文書 小吉冊
- 一 彗星觀察之書 小吉冊
- 一 彗物之記録 小吉冊
- 一 右ノ通和辭仕ハルル世出書

己四月

表山源九郎平
山小源九郎平

和蘭國接政上ノ書並別幅甲必丹書諭書

- 久世出雲書 内府紀行書
- 青山大膳亮 林大學歌
- 稻生出羽書 遠山古志ノ尉
- 鍋島内匠頭 乙河土佐守
- 松平河内守 久須美佐後書
- 平賀久三右衛門 松平式部少輔
- 小出鐵部 山口内匠
- 石谷淺之丞

去年の象死國より書翰を致しし月お尋ね申度
者も彼國を以て書翰指ししを最にお尋ね申
見込に致しし中お尋ね申度お尋ね申

かびえん 前出字

我國は昔より海外と通商す。諸國おかしきこと
四海泰平の治り法則を納め朝鮮琉球の舟は
往來通ずるあり。その國支那も年々通商
す。そのも往來を通ずるあり。然るも去れども
國より書翰を致しし月お尋ね申

為るる色に別往來通ずるの事ありて祖宗の嚴禁
を侵すは我、如く阿らび者も返報の法に及びし
し然るも近年通商の好機忘れず至
誠の致すに祝意られし。其意の極いさる
會報を及ばざるに託節を失ひ且誠意は度々
其意を及ばざるに厚報を謝す。又品々贈致し
し。返報も及ばざるに清純おかしき。其意も
厚意も及ばざるに厚報を謝す。又品々贈致し
む。就ては是より會報として國產の品を送るも
かり。然るも後申必書翰を致しし。其意も

何事とも封を罷らすして返しをすべしと云ふを
似しとて何事の時もあらずして祖宗歴世の法に安んず
べしと云ふを以て他日再び事起す事なきを是れ
去る者おぼしめて返報も固くせしむるべしと云ふ能く
心の本國(申)候ふべし

去歲七月貴國使使舩齋
國王書翰到我肥前長崎港崎尹伊澤美作守受
而達之江戸府我主親讀之

貴國王以二百年來通商之故有遙察我國之利
病見忠告一事其言極為懇款且別見惠珍品君
千種我主良用感荷理宜布報然今有不能然者
我祖創業之際海外諸邦通信貿易固無一定及
後議定通信之國通商之國通信限朝鮮琉球通
商限貴國與支那外此則一切不許新為交通貴
國於我後來有通商無通信與商又各別也今
欲為之布報則豈得祖法故伊臣等達此意於公
等稟之於
國王事似不恭然祖法之嚴如此所以不得已請

諒之至見惠禮物亦在所可辭然而厚意所寓遐
方送致倘并返納益涉不恭因今領受薄晉土宜
數種以表報謝且錄別幅勿却幸甚抑祖法一定
嗣孫不可不遵後來往復幸見停或其不然重至
再三不能受幸勿為訝至於公等書翰亦準此不
為報也但貴國通商則遵舊約勿替亦足慎守祖
法耳幸稟之於
國王雖則云爾至於
國王忠厚誠意則我主亦深感銘不敢疎外也因
今俾臣等具陳言不盡意千萬諒察不侷

阿蘭陀國政府諸公閣下

阿部伊勢守正弘判
牧野倫前守忠雅判
青山下野守忠良判
戶田山城守忠溫判

弘化二年乙巳六月朔日

貼金画屏風
別幅

一雙

猫金書架
 撒金硯紙匣
 撒金文臺硯匣
 撒金提合檯
 華紋綸子
 華紋紗綾
 彩亀綾
 彩綾
 彩細
 整

一座
 一副
 一副
 一具
 二十端
 二十端
 二十端
 二十端

映拂観観

横文字和解

ナハキヤン据るは那霸港 テレヲハトラ船 上まで千
の唐音ナハキヤン
 八百四十六年弘化三年 第七月我月 拂朗察團の
 印度海及び支那海軍の長スコウトベイナタト
官名水軍提督 長清沙等の物と云を呈す
昔と海す
 数年毎拂朗察船隊演獵のついで海邊に渡来はるは
 凡今より二年程前龍風子遣ひ船長その船と船民
 被救之人は云熱いニ工徳が 島の南なる火

山の隈ははは然ら同而して是等一と沙を投干達
中の蓋太のおとく嘘を生成救之る為は強大の沙圍
の隈は難状避け果したるものを乱妨を巧く故ら沙提
は乖きの果しおのぶとく沙を投おれは年々其圍沙上
の思召は出の年と、又れは事出望の右の一條は沙と乃
聖と亦も事すゞぎを如く是君柳くると前と存トハ
ち又事怨の拂朗おの臣下は後再び日本海に難航
は達し事も有出度義自の率出君柳の沙媒を以て
沙とて沙を採取は成り度な存に道をもてせむ右
の如き難民は沙清はよおれは沙救助は年々の上年と長濱

渡舟の如き船又ハ長濱と高業は証支那船を以て本
國(海)の便は沙賜り度義と存は拂朗おの右の
二國と和文は居しを志松沙を扱更は難を義は有出度
万ある右の一條を拂朗おの友誼は代り如く是君柳が
上沙圍沙上(沙)を事せん年々難航はく度重に愛乃及
聊度しは義と事出望は存は直に愛の二言は地球
上各慧の徳園して安全の道と波しは年々を志松沙
文久は七にお成義と事存は
右を私より沙を以て柳かき度な存は義出度は年
沙返出は年ト松柳お叶り沙を事存は以て

古々通井戸對馬島一葉々

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

近時海國必讀書

同次

備邊新政
紅夷告密
暎拂覬覦

弘化四年丁未
弘化元年甲辰
弘化三年丙午



司馬文正公集

卷之四

詩